

松戸市法定外公共物の管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、松戸市法定外公共物の管理に関する条例（令和3年松戸市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する例による。

(工事等の承認の申請等)

第3条 条例第4条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けようとする者は、松戸市法定外公共物工事等施行承認申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 承認を受けようとする工事等の位置を示す図面
- (2) 承認を受けようとする工事等の設計書その他の図書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、松戸市法定外公共物工事等施行承認（不承認）通知書（第2号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(工事等の完了の届出等)

第4条 条例第5条第1項の規定による工事等の完了の届出は、松戸市法定外公共物工事等完了届出書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、行うものとする。

- (1) 工事等の内容を明らかにする図書
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 条例第5条第2項の規定による結果の通知は、松戸市法定外公共物工事等検査結果通知書（第4号様式）によるものとする。

(占用許可等の申請等)

第5条 条例第6条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）又は条例第8条第1項の規定による許可を受けようとする者は、松戸市法定外公共物占用許可等申請書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該書類の添付を必要としないと認めるときは、これを省略することができる。

- (1) 法定外公共物の占用をしようとする工作物等の位置を示す図面
- (2) 法定外公共物の占用をしようとする工作物等の設計書その他の図書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、占用許可等をするときは松戸市法定外公共物占用許可書（第6号様式）により、占用許可等を行わないときは松戸市法定外公共物占用不許可通知書（第7号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（承継の届出）

第6条 条例第10条第2項の規定による承継の届出は、松戸市法定外公共物占有者地位承継届出書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、行うものとする。

- (1) 占有者の地位の承継に係る工作物等の位置を示す図面
- (2) 占有者の地位の承継を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

（占用の廃止の届出）

第7条 条例第12条の規定による占用の廃止の届出は、松戸市法定外公共物占有廃止届出書（第9号様式）により行うものとする。

（原状回復等の届出）

第8条 条例第13条第3項の規定による原状回復等の届出は、松戸市法定外公共物原状回復等届出書（第10号様式）により行うものとする。

（督促状）

第9条 条例第16条第1項の規定による督促は、督促状（第11号様式）により行うものとする。

(身分証明書)

第10条 条例第18条第2項の証明書は、身分証明書(第12号様式)とする。

(命令)

第11条 条例第19条第1項又は第2項の規定による命令は、措置命令書(第13号様式)により行うものとする。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行日前の工事等の承認及び占用許可の手続等)

2 市長は、この規則の施行の日前においても、第3条及び第5条の規定の例により、工事等の承認及び占用許可の手続その他の行為を行うことができる。

年 月 日

松戸市法定外公共物工事等施行承認申請書

(宛先) 松戸市長

申請者 住 所 (所在地)

氏 名 (名称及び代表者名)

松戸市法定外公共物の管理に関する条例第4条の規定により、法定外公共物の工事等の施行の承認を申請します。

記

1 施行目的	
2 施行場所	松戸市
3 工事等の概要	
4 工事等の期間	承認の日から 年 月 日まで
5 施行业者	住 所 業者名 担当者 連絡先
6 添付書類	

第 号
年 月 日

松戸市法定外公共物工事等施行承認（不承認）通知書

様

松戸市長

印

年 月 日付けで松戸市法定外公共物の管理に関する条例第4条の規定により承認申請があった工事については、下記のとおり（承認・不承認）とします。

記

1 施行目的	
2 施行場所	松戸市
3 工事等の概要	
4 工事等の期間	承認の日から 年 月 日まで
5 条 件	
6 不承認の理由	
備 考	
(教示)	

年 月 日

松戸市法定外公共物工事等完了届出書

(宛先) 松戸市長

申請者 住 所 (所在地)

氏 名 (名称及び代表者名)

年 月 日付け 第 号により承認を受けた工事等が完了したので、松戸市法定外公共物の管理に関する条例第5条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

1 施行場所	松戸市
2 工事等完了年月日	年 月 日
3 施行业者	住 所 業者名 担当者 連絡先
4 添付書類	

第 年 月 日
号

松戸市法定外公共物工事等検査結果通知書

様

松戸市長

㊟

年 月 日付けで届出がされた松戸市法定外公共物工事等完了届出書について検査した結果、松戸市法定外公共物の管理に関する条例第4条第1項の規定による承認の内容に（ 適合している・適合していない ）ので、同条例第5条第2項の規定により、通知します。

記

1	(1) 承認番号	
	(2) 承認年月日	年 月 日
	(3) 検査年月日	年 月 日
2	適合していない理由	

年 月 日

松戸市法定外公共物占用許可等申請書

(宛先) 松戸市長

申請者 住 所 (所在地)

氏 名 (名称及び代表者名)

松戸市法定外公共物の管理に関する条例 (第6条 ・ 第8条) の規定により、占用 (新規・継続・変更) の許可を申請します。

記

1 占用目的	
2 占用場所	松戸市
3 占用物件	名称 規格 数量 構造
4 占用期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 復旧方法	
7 添付書類	
備 考	

第 号
年 月 日

松戸市法定外公共物占用許可書

様

松戸市長

印

年 月 日付けで松戸市法定外公共物の管理に関する条例（第6条・第8条）の規定により申請のあった法定外公共物の占用（新規・継続・変更）については、下記のとおり許可します。

記

1 占用目的	
2 占用場所	松戸市
3 占用物件	名称 規格 数量 構造
4 占用期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 条 件	
7 占 用 料	円
備 考	

第 号
年 月 日

松戸市法定外公共物占用不許可通知書

様

松戸市長

印

年 月 日付けで松戸市法定外公共物の管理に関する条例（第6条・第8条）の規定により申請のあった法定外公共物の占用（新規・継続・変更）については、下記の理由により許可しません。

記

1 占用場所	松戸市
2 占用物件	名称 規格 数量 構造
3 不許可の理由	

(教示)

年 月 日

松戸市法定外公共物占用者地位承継届出書

(宛先) 松戸市長

届出者 住 所 (所在地)

氏 名 (名称及び代表者名)

年 月 日付け 第 号により受けた占用の許可について、その
占用者の地位を承継したので、松戸市法定外公共物の管理に関する条例第10条第2項
の規定により、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 占用目的
- 2 占用場所 松戸市
- 3 占用物件
- 4 占用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 承継者
住 所 (所在地)

氏 名 (名称及び代表者名)
- 6 被承継者
住 所 (所在地)

氏 名 (名称及び代表者名)
- 7 承継の理由
- 8 承継年月日 年 月 日
- 9 添付書類

年 月 日

松戸市法定外公共物占用廃止届出書

(宛先) 松戸市長

届出者 住 所 (所在地)

氏 名 (名称及び代表者名)

年 月 日付け 第 号により占用の許可を受けた法定外公共物の
占用を廃止するので、松戸市法定外公共物の管理に関する条例第12条の規定により、
下記のとおり届け出ます。

記

- 1 占用許可の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 占用場所 松戸市
- 3 占用物件
- 4 占用廃止期日 年 月 日
- 5 占用廃止理由
- 6 添付書類

年 月 日

松戸市法定外公共物原状回復等届出書

(宛先) 松戸市長

届出者 住 所 (所在地)

氏 名 (名称及び代表者名)

年 月 日付け 第 号により占用の許可を受けた法定外公共物の原状回復工事等が完了したので、松戸市法定外公共物の管理に関する条例第13条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 占用場所 松戸市
- 2 原状回復等の方法
- 3 原状回復等完了年月日 年 月 日
- 4 添付書類

第 号
年 月 日

督 促 状

様

松戸市長

印

年 月 日付け 第 号で許可した松戸市法定外公共物占有許可について、納期限までに納付されなかったため、松戸市法定外公共物の管理に関する条例第16条第1項の規定により、下記のとおり督促します。

記

1 金額	円
2 延滞金	円 年 月 日から 年 月 日までの間について年 %の割合で計算した金額
3 手数料	督促状1通につき 円
4 納付期限	年 月 日まで
5 摘要	

(教示)

(用紙規格 縦5センチメートル、横7.5センチメートル)

(表)

		第	号
身分証明書			
所属			
職名			
氏名	(年 月 日生)		
上記の者は、松戸市法定外公共物の管理に関する条例第18条第1項の規定による立入調査等を行う者であることを証明する。			
		年	月 日
松戸市長			印

(裏)

松戸市法定外公共物の管理に関する条例 (抜粋)

(他人の土地への立入り)

第18条 市長は、法定外公共物に関する調査、測量又は工事等のためやむを得ない必要があるときは、当該職員を他人の占有する土地に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第 号
年 月 日

措 置 命 令 書

様

松戸市長

Ⓜ

松戸市法定外公共物の管理に関する条例第19条第 項の規定により、下記のとおり措置することを命じます。

記

措置の内容	
措置を命ずる理由	
措置の期限	
摘 要	

(教示)